

奈良県告示第三百六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条の規定において準用する同法第四十九条の規定により、次のとおり施術者の指定をした。

平成二十五年十二月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	指定年月日
宮本 龍二	竹の子整骨院 北葛城郡河合町星和台一―一― 一 タワーヒルズ西大和一〇七	平成二十五年十月二十八日
的場 弘典	まとは整骨院 橿原市城殿町四〇〇―一 ライ ズ綾一階南号室	平成二十五年十月三十一日
芝 純平	かしはら鍼灸整骨院 橿原市西池尻町五〇六―五	平成二十五年十月一日
高山 修平	楽鍼灸整骨院 大和郡山市高田町九―二五	平成二十五年十二月二日
郡 伸也	心整骨院 生駒市北新町一―一―八	平成二十五年十二月一日
阪本 有紀	ゆう鍼灸整骨院 生駒市谷田町八四五―一	平成二十五年十一月二十五日
岡 圭二	おか整骨院 生駒市軽井沢町二―九	平成二十五年九月三十日

